

令和5年度利用者負担額一覧表（保育料・副食費）

（単位：円/月額）

教育認定			保育認定						
階層区分		1号認定	階層区分		2号認定		3号認定		
		教育標準時間			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
I	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0	
II特	II階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	B特	B階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	0	0	
			B	市民税均等割非課税世帯	0	0	0	0	
II	市民税非課税世帯（市民税所得割非課税世帯含む）	0	C特	C階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	5,500	5,000	
			C	市民税所得割非課税世帯	0	0	12,000	11,000	
市民税所得割課税世帯	III特	III階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	D特	D階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	6,500	6,000
	III	市民税所得割合算額が48,600円未満	0	D	市民税所得割合算額が48,600円未満	0	0	14,000	13,000
	IV特	IV階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	D1特	D1階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	8,000	7,500
	IV	市民税所得割合算額が77,100円以下	0	D1	市民税所得割合算額が57,700円未満	0	0	17,000	16,000
				D2特	D2階層に属する母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯、その他の世帯	0	0	9,000	8,500
	V	市民税所得割合算額が97,000円未満	4,500	D2	市民税所得割合算額が77,100円以下	4,500	4,500	20,000	18,000
				D3	市民税所得割合算額が97,000円未満	4,500	4,500	22,000	20,000
	VI	市民税所得割合算額が211,200円以下	4,500	D4	市民税所得割合算額が115,000円未満	4,500	4,500	26,000	24,000
				D5	市民税所得割合算額が133,000円未満	4,500	4,500	31,000	29,000
				D6	市民税所得割合算額が169,000円未満	4,500	4,500	37,000	35,000
D7				市民税所得割合算額が211,200円未満	4,500	4,500	44,000	42,000	
VII	市民税所得割合算額が211,201円以上	4,500	D8	市民税所得割合算額が301,000円未満	4,500	4,500	48,000	46,000	
			D9	市民税所得割合算額が397,000円未満	4,500	4,500	56,000	54,000	
			D10	市民税所得割合算額が397,000円以上	4,500	4,500	62,000	60,000	

★多子世帯の負担軽減（保育料）

- ① 階層A～D2特（保育認定）：多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子を半額、第3子以降は無料。
- ② 階層D2～D10（保育認定）：同一世帯で就学前の兄または姉が教育認定の場合、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所または児童発達支援または医療型児童発達支援を利用している場合、その児童を含めて2番目の子どもは半額、3番目以降の子どもは無料。
- ③ 同一世帯で2人以上の子どもが教育認定又は保育認定である場合、年齢が最も高い子どもの保育料のみ徴収します。

★多子世帯の負担軽減（副食費）

同一世帯で2人以上の子どもが教育認定又は保育認定である場合、年齢が最も高い子どもの副食費のみ徴収します。

★留意事項

- ① 8月分までの保育料は令和4年度（令和3年中）の市民税額、9月分以降の保育料は令和5年度（令和4年中）の市民税額により決定されます。
- ② 市民税額の算定に、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（地方公共団体等に対する寄附）、外国税額控除の規定は適用されません。
- ③ 保育料は基本的に父母それぞれの市民税額の合計で算定しますが、父母以外の扶養義務者（同居の祖父母等）が家計の主宰者と判断される場合は、父母以外の扶養義務者（家計の主宰者）の市民税額を含めて、保育料を決定します。
- ④ 保育料算定にかかる認定区分は、入所した月にかかわらず「年度当初の年齢（4月1日現在）」となります。
- ⑤ 利用する施設、公立・私立を問わず、認定区分ごとに同一の保育料となります。
- ⑥ この保育料や副食費とは別に行事費、通園バス利用代などの実費徴収等がある場合があります。
- ⑦ 上表の太枠内は副食費がかかる階層になります。